



熊本県公報

第 1 2 2 4 8 号

平成 25 年 9 月 13 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 1
- 農業農村整備事業関係機器一式の調達…………… (技術管理課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 畜種証明書 of 交付…………… (畜産課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の廃止…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 公 告
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 道路の位置の指定…………… (//) 4
- 熊本都市計画下水道の変更 (熊本市決定)…………… (都市計画課) 4
- 農業農村整備事業関係機器一式の調達…………… (技術管理課) 4
- 人吉都市計画火葬場の変更 (人吉市決定)…………… (都市計画課) 7
- 基本測量の実施…………… (監理課) 7
- 登 載 依 頼
- 第 1 回熊本県後発医薬品安心使用啓発協議会の開催
…………… (熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会) 8

告 示

熊本県告示第 8 3 2 号

熊本県漁業調整規則 (昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2) 第 8 条第 2 項 (同規則第 2 1 条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項 (同規則第 2 1 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	天草有明海
かご漁業	いかかご漁業	天草有明海

2 申請期間

平成 2 5 年 9 月 1 3 日から平成 2 5 年 9 月 2 0 日まで

熊本県告示第 8 3 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 5 年 9 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
農業農村整備事業関係機器一式の借入れ
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から平成 25 年 10 月 1 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、参加審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 27 年 1 月 4 日から平成 27 年 1 月 31 日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第 834 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 25 年 9 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こころ事業所 八代市豊原下町 3325番地の 1	医療法人こころ 八代市豊原下町33 25番地の1 荒木 幹太	平成 25 年 9 月 15 日	4350200152	指定放課後 等デイサー ビス 指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第 835 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 25 年 9 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番 号	種畜の名前	品 種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成 25 年 9 月 2 日 (月)	21343990001	ケイアイド リーム	日本輓系種	2 級	有限会社 宮村牧場	阿蘇郡西原 村

熊本県告示第 836 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
清田 信宏	なんてん整骨院	菊池郡菊陽町津久礼2 402番地1	平成25年8月9日

熊本県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
志賀 康宏	なんてん整骨院	合志市幾久富1758 番地404	平成25年8月8日

熊本県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年9月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島八反畑 4838番1地先から 同所 4854番1地先まで	343.0	一括交安

2 供用を開始する期日 平成25年9月13日

熊本県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年9月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字山下 1591番7地先から 合志市幾久富字桜山	前	12.7 ～ 20.3	278.7	活力基盤

		1568番3地先まで	後	15.7 ～ 20.3	278.7	
--	--	------------	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成25年9月13日

公 告

熊本県公告第495号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市古閑969番地
- 2 築造者の氏名 野満隆夫
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字天の川913番11
- 4 道路の幅員 6.19メートルから6.22メートルまで
- 5 道路の延長 50.61メートル
- 6 指定年月日 平成25年8月27日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第5号

熊本県公告第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県宇土市松山町669番地1
- 2 築造者の氏名 合資会社稲葉住建
- 3 道路の位置 宇城市小川町新田字東川開1878番1及び同1878番7
- 4 道路の幅員 4.37メートルから4.43メートルまで
- 5 道路の延長 29.87メートル
- 6 指定年月日 平成25年9月2日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第22号

熊本県公告第497号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第498号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
農業農村整備事業関係機器一式
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班
 - (3) 借入物品の規格及び品質等
要求仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
 - (5) 納入場所
要求仕様書のとおり
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札

により入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公
告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムに
よる入札の期間内に県に熊本県電子入札システム、紙入札移行承認願を提出し、県の承認
を受け入れたもの限り、紙入札により入札することができる。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率
で計算する。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端
数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方
消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金
額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心
得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契
約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有す
ると決定された者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアか
らエまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成25年10月1日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送
する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更
正計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決
定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本
県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2の(1)から(5)までに定める条件の全てを満た
す者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能性能等に関する仕様（別紙3）及びその他提出資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札シ
ステムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量
が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムに
より提出し、イの該当書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持
参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカ
ードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入
札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留
郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成25年10月11日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出
があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年10月24日(木)午後5時まで行う。

- (2) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年10月23日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成25年10月24日(木)午後2時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課
(県庁行政棟本館9階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成25年10月23日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵送で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」及び「借入物品の名称」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

- (3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗

じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(5) 契約条項を示す場所

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2404

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班

電話番号 096-333-2404

ファックス番号 096-383-6581

(2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 公告の日から平成25年10月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

One set of Various farm equipment for lease through the Farming Village Maintenance Program

(2) Date and Place for tender :

Date : October 24, 2013

Place : The ninth floor Engineering Management Division room, Prefectural Office of Kumamoto

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Engineering management division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone : 096-333-2581

(4) Other

Language : Japanese

Currency : Japanese Yen

熊本県公告第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

人吉都市計画火葬場

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土院院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）	平成 2 5 年 1 0 月 1 日 から 平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 まで	上天草市、球磨郡相良村及び天草郡苓北町

登 載 依 頼

熊 本 県 後 発 医 薬 品 安 心 使 用 ・ 啓 発 協 議 会 公 告 第 1 号

熊 本 県 後 発 医 薬 品 安 心 使 用 ・ 啓 発 協 議 会 の 会 議 を 次 の と お り 開 催 し ま す 。

平 成 2 5 年 9 月 2 日

熊 本 県 後 発 医 薬 品 安 心 使 用 ・ 啓 発 協 議 会
会 長 瀬 尾 量

- 1 開 催 日 時
平 成 2 5 年 1 0 月 2 日 （ 水 ）
午 後 3 時 から 午 後 5 時 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 テ ル サ （ 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 公 園 2 8 - 5 1 ）
- 3 議 題
（ 1 ） 後 発 医 薬 品 に 関 す る 報 告 事 項 に つ い て
（ 2 ） 後 発 医 薬 品 安 心 使 用 に 向 け た 活 動 の 展 開 に つ い て
（ 3 ） そ の 他
- 4 傍 聴 者 の 定 員 1 0 人
- 5 傍 聴 手 続
（ 1 ） 傍 聴 希 望 者 は 、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に 、 傍 聴 人 の 氏 名 ・ 住 所 を 記 載 し た う え
で 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き ま す 。
- （ 2 ） 傍 聴 の 手 続 は 、 先 着 順 で 行 い 、 定 員 に な り 次 第 終 了 し ま す 。
- 6 問 合 せ 先
熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 後 発 医 薬 品 安 心 使 用 ・ 啓 発 協 議 会 事 務 局 （ 熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 局 薬 務 衛 生 課
監 視 麻 薬 班 ）
電 話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 （ 内 線 7 1 6 4 ）